◎佐藤正幸委員　では1つ目に、6月議会でも取り上げました介護保険の補足給付の問題についてお尋ねしたいんですけど、施設の入所者の方に対して食費、居住費を補助する補足給付が来月8月から資産要件が導入されて、厳しい書類の提出が義務付けられておりまして、せっかく受給は今までどおりの補足給付がされるにも関わらず、断念する人が相次いでいるとお聞きしています。

例えば預金通帳のコピーを書類に提出しなければならない。ただ、認知症の方の場合はそういう作業すらできないので、施設の職員が代理で申請しなければならないと、そういう問題も起こっているというふうに聞いております。

これ言い方悪いですけれども、水際作戦、申請主義なので受給させないような状況になってしまっては、これはまずいので、厚生労働省が7月13日に改善の通知を出したというふうに聞きました。どんな内容の通知なのか、県にはどういう内容の通知としてきているのか、まずそこをお尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　補足給付につきましては特別養護老人ホーム等の入居者の食事や居住費にかかる負担軽減のための制度でございますが、今般、この補足給付の見直しに関する厚生労働省からの通知が来ておりまして、7月13日付で、「費用負担の見直しにかかる事務処理の取り扱いについて」という課長通知です。

この通知の中では、預金通帳の写し等の添付書類の準備に時間を要した等のために申請期限に間に合わなかった場合でも、保険者である市町がやむを得ないと認める理由がある場合には、さかのぼって補足給付を支給することが可能である等、弾力的な運用をすることが示されているところです。

◎佐藤正幸委員　じゃ、ちょっと細かいことで確認のため、もしわかればでいいんですけど、既に書類の提出期限は6月くらいで過ぎていると思うんですけれども、8月以降も申請可能で、例えば月の初めに申請して月末に認められたと、そういう場合はその月遡って支給されるというふうに答弁があるんですけれども、それはそういうことでいいのか、少し細かい話で申し訳無いんですけれども。

◎高本和彦健康福祉部長　これは個別の事例ごとに判断されるということでございますけれども、先ほど申し上げましたように準備に時間を要した等の為に間に合わなかった場合でも、保険者である市町がやむを得ないと認める理由があった場合には認めるということでございますので、そこは個別の判断というふうに考えております。

◎佐藤正幸委員　じゃ、どんな形でこの内容が現場に徹底したのか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　本年8月からの補足給付、あるいは利用者負担の見直し等、介護保険の制度改正については、県と市町ではこれまでも市町の担当者会議や事業者への説明会等通じまして周知を図っておりまして、利用者の相談等の適切な対応を促してきたところです。

　　　　先ほど御説明いたしました補足給付に関する弾力的な運用の取り扱いを記した厚生労働省の通知につきましても、市町にたいしてはその事務取扱に遺漏のないように改めて通知を行ったほか、事業者に対しましても制度改正の内容を通知する中で、利用者等への相談や申請手続き等への支援を依頼したところです。

◎佐藤正幸委員　市町や事業者にも通知をしたということで、ぜひ弾力的な運用が徹底されるように努力をしてほしいなと思います。

　　　　次の質問なんですが、介護保険の同じく問題で、滞納によるペナルティーの問題が、これは以前、新聞でも報道されました。介護保険の滞納というのは、ともかく介護保険料が高過ぎて払えないという方がほとんどだと思うんですけど、滞納したことによって利用料の自己負担が1割から3割に引き上げられた方が金沢の33人を初め79人も県内におられると。厚生労働省の調査で明らかになりました。

 私も改めて調べてみてびっくりしたんですけど、保険料1年以上滞納するとサービスを一旦全額払って、後から戻ってくる償還払い。1年半以上滞納すると滞納分の保険料を納めるまで保険給付が差し止められるとか、2年以上滞納すると先ほど言ったように自己負担が3割になると。私これどう考えても冷たいなというふうにおもうんですよね。保険料が高過ぎて払えないのに滞納したらまたサービスにいろんな制限がかかる。なんでこんなことがそもそも起こるのか、どんな理由でこのペナルティーをかけているのか、あるいは介護保険上含めてどんな法的根拠があるのか、そこをまずお尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　介護保険料の徴収権利でございますけれども、これは法律上、2年で時効となるため、時効となった場合は保険料を徴収することも納入することもできないこととなっていますが、未納期間があるかたが介護サービスを利用する場合にはその期間の長さに応じまして、一定期間の保健給付率を7割に引き下げる制度となっております。

　　　　この制度の趣旨でございますが、介護保険料は介護サービスに必要な費用を賄う重要な財源であることから、特別な理由もなく長い間、保険料を滞納した場合には保険料を納付している方との公平性を図るために介護保険法に基づき、こうした措置をとることとしているところです。

　　　　なお、災害により財産に損害が生じた場合や、失業により生計維持者の収入が著しく減少した場合などは、保険者である市町の判断で保険料を減免することができるほか、長期の滞納により自己負担の3割の対象となっても支払いが困難であると認められる特別な事情がある場合は3割の負担を課さず、通常通りの負担でサービスが受けられることとされております。

◎佐藤正幸委員　特別の理由もなく滞納していると。やっぱり経済的負担がおおきくて、そもそも介護保険料が高過ぎて払えないという、そこが私一番大きな理由ではないかなというふうに思うんですよね。今の部長さんの答弁だと、支払いが困難な場合は3割の自己負担を強いないということはあるんですけれども、そういう滞納が起こらないようにするために色々な努力が市町の段階で求められてくると思うんですけど、こういう最悪のペナルティーがかけられないようにするための努力といいますか、あるいは県としても保険料を下げていく方向での支援の制度といいますか、そういうものをつくるべきではないかと私思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎高本和彦健康福祉部長　市町においては、65歳に到達しまして第1号被保険者として介護保険料を納入していただくことになった際には、介護保険料の決定通知にあわせまして、介護サービスを社会全体で支えると言う介護保険制度の趣旨や介護保険料の納入が困難となった場合の減免制度、滞納した場合の保険給付の制限についても周知につとめているというふうにお聞きしておりますが、実際に災害により財産に損害が生じたり、失業により生計維持者の収入が著しく減少した場合で保険料の納入が困難となった場合には、保険者である市町の判断でその徴収を猶予したり減免を行っております。また、長期の滞納により自己負担が3割の対象者になりましても、支払いが困難であると認められる特別な事情がある場合は3割の負担を課さず、通常どおりの負担でサービスが受けられます。

　　　　介護保険制度については介護サービスを社会全体で支えていくために保険料と公費によって運用していく制度として設計されているところでございまして、保険料については特別な事情により負担が困難になった場合には、保険者でもある市町の判断により減免する制度などが設けられておりますし、これまでも所得の少ない方には軽減が図られるなど、所得の段階に応じた保険料が設定されているところでございますが、さらに今回の介護保険制度改正により今年度、平成27年度からは消費税の増収分を財源といたしまして、公費による低所得者の保険料の軽減が強化されておりまして、県としてはこれ以上の独自の減免制度を設けることは考えていないということです。

◎佐藤正幸委員　これ要望なんですけど、実際の今の高齢者の方々からすれば、年金も削られて、それで高い保険料になって払いたくても払えないという、そして本当に生活が大変になっている人が増えているというのが今の実態ではないかと思います。

　　　　既に国会では2002年の時に一般会計から介護保険財政への繰り入れも可能であるという趣旨の答弁もありますので、その辺の趣旨も生かして、ぜひ県としての支援制度もつくってもらえるように、最後にこれは要望だけしておいて質問を終わりたいと思います。